

東日本大震災に関連する自殺者数（令和6年分）

[発見日・発見地ベース、人]

令和6年3月15日
厚生労働省自殺対策推進室

1. 全国合計及び男女別

	合計	男	女
平成23年	55	42	13
平成24年	24	18	6
平成25年	38	23	15
平成26年	22	11	11
平成27年	23	13	10
平成28年	22	15	7
平成29年	26	17	9
平成30年	9	8	1
令和元年	16	10	6
令和2年	5	2	3
令和3年	6	2	4
令和4年	2	2	0
令和5年	4	4	0
令和6年1月	0	0	0
令和6年2月	0	0	0

2. 年齢（10歳階級）別

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成23年	1	4	4	4	11	19	7	5	0
平成24年	0	2	4	4	3	5	5	2	3
平成25年	0	4	3	6	13	2	3	7	0
平成26年	1	1	1	4	5	7	2	1	0
平成27年	0	1	0	4	2	5	7	4	0
平成28年	0	1	5	4	4	5	2	1	0
平成29年	2	2	2	2	12	3	2	1	0
平成30年	0	1	1	1	1	0	3	2	0
令和元年	1	1	2	0	3	6	3	0	0
令和2年	0	0	0	1	0	1	2	1	0
令和3年	0	0	1	1	2	1	1	0	0
令和4年	0	1	0	0	0	0	1	0	0
令和5年	0	0	0	0	1	1	1	1	0
令和6年1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 職業別

	有職者	学生・生徒等	無職				不詳	
			無職者	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等受給者		その他
平成23年	23	1	31	3	6	14	8	0
平成24年	8	0	16	0	3	7	6	0
平成25年	11	0	27	6	3	7	11	0
平成26年	4	1	17	3	1	6	7	0
平成27年	5	1	17	1	0	10	6	0
平成28年	9	0	13	2	3	7	1	0
平成29年	6	1	18	3	1	5	9	1
平成30年	2	0	7	0	0	4	3	0
令和元年	7	0	9	1	0	1	7	0
令和2年	1	0	4	1	0	1	2	0
令和3年	1	0	5	1	0	2	2	0
令和4年	0	0	2	0	0	1	1	0
令和5年	0	0	4	0	0	3	1	0
令和6年1月	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年2月	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 原因・動機

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女（交際）問題	学校問題	その他	不詳
平成23年	11	17	18	7	0	0	10	16
平成24年	5	11	5	2	0	0	4	5
平成25年	5	22	9	5	1	0	3	8
平成26年	5	11	3	2	1	0	1	6
平成27年	6	13	2	0	1	0	2	8
平成28年	5	13	4	4	1	0	3	5
平成29年	10	10	3	1	0	0	4	10
平成30年	1	5	3	2	0	0	1	3
令和元年	4	9	3	3	1	0	1	1
令和2年	0	4	0	0	0	0	1	1
令和3年	3	1	1	1	0	0	1	1
令和4年	0	2	0	0	0	0	0	0
令和5年	2	2	1	0	0	0	0	0
令和6年1月	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年2月	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 都道府県別

	3県			その他						
	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	大阪府	京都府
平成23年	17	22	10	1	1	2	1	0	1	0
平成24年	8	3	13	0	0	0	0	0	0	0
平成25年	4	10	23	0	0	0	0	0	0	1
平成26年	3	4	15	0	0	0	0	0	0	0
平成27年	3	1	19	0	0	0	0	0	0	0
平成28年	6	8	7	0	0	1	0	0	0	0
平成29年	7	5	12	0	0	0	1	1	0	0
平成30年	2	3	4	0	0	0	0	0	0	0
令和元年	3	1	12	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 平成23年の数字は、本自殺者数の計上を始めた6月から12月までを足しあげたもの。

また、平成24年から令和5年の数字は、1月から12月までを足しあげたもの。

注2 「3. 職業別」の「その他」は、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」、「その他の無職者」等を足し合わせたもの。

注3 「4. 原因・動機」は、令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能としている。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

注4 職業及び原因・動機については、他の情報と照合して個人が識別されないよう、秘匿処理を行っている。